

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年一月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十月十六日奈良県指令建第一一四一七八号

令和六年十二月十一日奈良県指令建第一一四一七八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月十五日建第一〇四四九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年一月十五日建第五九八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小南町六一五番二の一部、六一七番の一部、六一八番二の一部、六一九番三の一部、六二〇番の一部、六二一番一の一部、六二二番一、六二二番五、六二二番六、六二二番七、六二二番八、六二二番九、六二二番一〇、六二二番一一及び六二二番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市香里新町二八番三〇号

株式会社創レジデンシャル 代表取締役 鎌田安広

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小南町六一五番二の一部、六一七番の一部、六一八番二の一部、六一九番三の一部、六二〇番の一部、六二一番一の一部及び六二二番一

一 許可番号

令和六年二月十六日奈良県指令建第一一二一一二三三号

令和六年七月一日奈良県指令建第一一二一一二三三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月十六日建第一〇四五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年一月十六日建第五九八六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字黒田四五一番一、四五二番一、四五二番二、四五三番一、四五四番一、四五五番一、四五五番一、四五六番一及び四五七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市椎木町一番地七

有限会社美濃不動産販売 取締役 美濃朗恵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字黒田四五二番一、四五二番二、四五三番一、四五四番一、四五五番一及び四五六番一の各一部

公園 磯城郡田原本町大字黒田四五二番一及び四五三番一の各一部

下水道 磯城郡田原本町大字黒田四五二番一、四五二番二、四五三番一、四五四番一、四五五番一及び四五六番一の各一部

水路 磯城郡田原本町大字黒田四五一番一及び四五二番一の各一部